令和 0 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

修正　FD4738

第二表（令和6年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

提出用

受贈者の氏名

相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位：円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日

○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

住所

フリガナ

氏名

続柄　父 1、母 2、祖父 3、祖母 4、1～4以外 5　※

※5の場合に記入します。

生年月日　明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4

左の特定贈与者から取得した財産の明細

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	財産の価額			
所在場所等				数量	単価	固定資産税評価額	倍数
			令和　年　月　日				
					円	円	倍
			令和　年　月　日				
					円	円	倍
			令和　年　月　日				
					円	円	倍

	財産の価額の合計額（課税価格）	㉖	
基礎控除の計算	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額（注１）	㉗	
	相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円×㉖÷㉗）（注２）	㉘	
	㉘の控除後の課税価格（㉖－㉘）	㉙	
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉚	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉚）	㉛	
	特別控除額（㉙の金額と㉛の金額のいずれか低い金額）	㉜	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉚－㉜）	㉝	
税額の計算	㉜の控除後の課税価格（㉙－㉜）【1,000円未満切捨て】	㉞	000
	㉞に対する税額（㉞×20％）	㉟	00
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㊱	
	差引税額（㉟－㊱）	㊲	

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況	提出・申告した税務署名	提出・申告した年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成 令和　年分	
	署	平成 令和　年分	
	署	平成 令和　年分	
	署	平成 令和　年分	

上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

（注１）　特定贈与者ごとの第二表の㉖の金額の合計額を記載します。
なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します（その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。）。

（注２）　㉘欄の金額に１円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。

◎　上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

＊	税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	－
		財産細目コード	確認		

＊欄には記入しないでください。